

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

県立びんご運動公園において、10代から30代の若年層を主な対象として、新たなイベントを企画し、魅力ある公園として賑わい創出を図る。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

(4) 予算額

10,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和8年7月3日（金） 午後5時00分（必着）

(2) 公募型プロポーザルの説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る説明会を次のとおり実施する。

また、説明会への参加を希望する者は、その旨を申し出なければならない。

ア 参加申出場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県土木建築局都市環境整備課

電話 (082) 513-4142(ダイヤルイン)

メールアドレス dokankyoseibi@pref.hiroshima.lg.jp

イ 参加申出期限

令和8年6月30日（火） 午後1時00分

ウ 説明会開催日時

令和8年7月1日（水） 午後1時30分

エ 説明会開催場所

オンライン（参加希望者へは、詳細を別途通知する。）

(3) 仕様書等に対する質問書

ア 提出期限

令和8年7月7日（火） 午後5時00分

イ 提出方法

電子メールにより提出すること。なお、件名は「県立びんご運動公園賑わい創出事業検討業務 公募型プロポーザルについての質問」とすること。

(4) 上記(3)に対する回答日等

令和8年7月10日（金）に、公募型プロポーザル参加者全員に電子メールにより回答する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

- (5) 提案書提出場所及び期限
- ア 提案書提出場所
広島県土木建築局都市環境整備課
- イ 提案書提出期限
令和8年7月21日（火） 正午
- (6) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施方法等
- ア 実施方法
オンライン会議システム（Zoom）を利用したオンラインで実施する。
ただし、3者を超えて提案がある場合は、公告4(1)のとおり書類審査を行い、上位3者のみプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。
実施の詳細については、7月23日（木）までに対象者に対して別途通知する。
- イ 実施日時
令和8年7月28日（火）（開始時間等の詳細は別途通知する。）
- ウ 出席者
公募型プロポーザル参加資格を有している事業者（審査への参加は3名までとし、主たる説明者は当該業務を実施する際の業務受託責任予定者とする。）
- エ 時間
1 提案者当たりの説明時間は30分以内を予定し、内訳は次のとおりとする。
(ア) プレゼンテーション：20分以内（時間を経過した場合は、説明の途中であっても打ち切る。）
(イ) 質疑応答：10分以内
- オ その他
プレゼンテーションの内容は、上記(5)イの期限までに提出した提案書の内容とする。
- カ 結果の通知
令和8年7月28日（火）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。
- (7) 提案書の取下げについて
- ア 提出した提案書を取下げの場合は、速やかに「取下願」【様式5】を提出すること。提案書の提出後、契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合も同様とする。なお、取下願の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。
- イ 提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。
- (8) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
- ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
- (ア) 会社概要説明書【様式2】
- (イ) 広島県の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）（広島県内に事業所等が全くないなど、納税義務が無い場合を除く。）
- (ウ) 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）
- (エ) 機密データの保存等に関する申出書
- (オ) 業務実績説明書【様式3】【公告2(5)関係】
- イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公

募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(9) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について

ア 仕様書等に対する質問がある場合は、上記2(3)アの期限までに、書面により提出すること。

イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(10) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県土木建築局都市環境整備課に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和8年7月30日（木）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和8年7月31日（金）までに、書面により行う。

(11) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(12) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(13) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(14) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(15) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

3 公正なプロポーザルの確保について

(1) 公募型プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 公募型プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。

(3) 公募型プロポーザル参加者は提案書に関するプレゼンテーション前に、他の参加者に対して提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 公募型プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、もしくは取りやめる場合がある。

4 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
適用なし

5 添付書類

- 公告の写し
- 契約書（案）
- 仕様書
- 図面
- 提案書作成要領
- 評価基準
- 企画提案書（別紙様式①）
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式 1】
- 会社概要説明書【様式 2】
- 業務実績説明書【様式 3】
- 機密データの保存等に関する申出書【様式 4】
- 取下願【様式 5】
- 仕様書等に対する質問書【様式 6】

【問い合わせ先】

広島県土木建築局都市環境整備課 担当 中村
電話 082-513-4142（ダイヤルイン）